



## Articles of association

### 第1条 《名称》

MFCは、モトサンライトクラブ(以下MFC)と称する。

### 第2条 《運営・管理》

MFC の運営及び管理は、MFCが行う。

### 第3条 《目的》

MFCは、航空法を遵守し、航空人としての良き伝統を継承し、常にクラブ員相互の親睦と知識及び技量の向上を図り、航空の安全と発達に寄与することを目的とする。

### 第4条 《会員制度》

1. MFCは、会員制とする。
2. 会員とは、本会員規約を承認のうえ所定の入会手続き及び料金の納入を終了した者とする。
3. 会員によるMFCの航空機の利用条件については、別途定める。

### 第5条 《入会資格》

MFC の入会資格は、次の各号全てに適合する方に限る。またMFC はその自由な裁量により、入会を承認または承認しないことができるものとする。

1. 16歳以上の男女で、MFCの目的に賛同し本会員規約、MFCの諸規則を遵守できる方
2. 自らが暴力団員、総会屋その他これに準ずる方もしくは暴力団、暴力団関係企業、総会屋その他これに準ずる組織の構成員または反社会的勢力との間で社会的に非難されるべき関係にない方、将来にわたりこれらに該当しないことを自ら保証できる方
3. MFCの会員としてふさわしい品徳と社会的信用のある方
4. 過去にMFCの会員として除名及び利用禁止処分となったことがない(除名及び利用禁止処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、会員制ライトクラブ等で禁止行為を行ったことにより、除名及び利用禁止処分となったことがない方。
5. その他MFC が入会に不適当と判断した以外の方

### 第6条 《単独運航》

1. 会員が単独運航するためには、MFC及びMFCの指定する者によって行われる審査で認定されなければならない。
2. 単独運航のための審査は、MFCが別途定める「チェックアウト確認事項」で行うものとする。
3. 単独運航中は、機長は運航に関する全責任を負うものとする。

## 第7条 《安全と最近の飛行経験》

1. 安全はいかなる事項よりも最優先としなければならない。
2. 全ての会員は航空法を遵守し、各飛行場の定める独自のルールを逸脱してはならない。
3. 上空・地上に関わらず安全を害する行為を行い、航空法及び各種諸規則に違反する会員は、MFCによって会員除名とすることができます。
4. 会員は、機長として満たすべき最近の飛行経験を維持する必要がある。最近の飛行経験とは、同じ型式の航空機によって操縦する日からさかのぼって90日までの間に3回の離着陸の経験及び、操縦する日からさかのぼって2年までの間に本会則第6条で定める単独運航のための審査で認定されていることを意味する。最近の飛行経験を満たしていない場合は、会員は機長として操縦する前にMFCの指定する者によって訓練又は審査を受け、最近の飛行経験を満たさなければならない。
5. MFC及びMFCの指定する者は、会員の飛行時間や技能証明の種類に関わらず、会員が機長として安全に飛行することができないと判断した場合は、当該会員の飛行を停止することができる。
6. 着陸復行は通常の飛行操作の一種である。着陸が安全に行えないと判断し、着陸復行を行うことは適切であり、会員は日頃から着陸復行の練習に努めなければならない。
7. 会員は、航空局から推奨されている事項を遵守するとともに、飛行規程に従った制限事項及び手順で操作しなければならない。
8. 飛行中訓練目的での記録の場合を除き、操縦士は写真及び動画を撮影してはならず、常に見張りの義務を遵守しなければならない。
9. 飛行中のいかなる写真や動画もSNSへアップロードしてはならない。
10. 次に掲げる飛行をしてはならない。
  - ・高層ビルを周回する飛行（航空法で定められた距離を遵守するものも含む）
  - ・都市部の上空、もしくは特別管制区の下を1500ft未満で飛ぶもの  
(管制からの指示、もしくは 離着陸等で必要な場合を除く)
  - ・飛行の経路上に、積乱雲、前線等の悪天が予報されている中での有視界飛行方式による飛行

## 第8条 《利用方法》

1. 全てのキャンセルは予約24時間前までに行わなければならない。それ以降のキャンセルはキャンセル料を別途定める。ただし、気象状況によるキャンセルはキャンセル料を請求しない。
2. 飛行料金は「wet(燃料及び滑油を含む)」とする。燃料の価格が変動した場合は、飛行料金が変更される。その際、第15条の方法によって会員へ告知する。
3. ブロックタイムの販売料金は別途定める。ブロックタイムの有効期限は1年間とする。原則としてブロックタイムの払い戻しは行わない。
4. 他の空港にて給油を行った場合は、給油の領収書をMFCへ提出すること。
5. 事前にMFCから許可された場合を除き、会員は4時間以上の予約では最低1時間分以上の飛行料金、複数日にまたがる場合は1日あたり最低1時間分以上の飛行料金を支払わなければならない。例えば、金曜の朝に借りて日曜の夜に返却する場合は、3時間若しくは実際の飛行時間の多い方が請求される。

6. TKSを使用した場合は使用後にMFCへ報告し、実費による請求とする。
7. 安全のため、目的飛行場はWebページにて知らせなければならない。
8. 目的飛行場が直線距離で210NM 以上の場合(西は大分・岩見より西、東は伊豆大島・能登・富山より東)、事前にMFC又はMFCが指定する者による事前の許可を得なければならない。
9. 飛行中は会員が操縦しなければならず、機長でなければならない。MFC及びMFCが指定する者により認められた場合を除き、機長は左席でなければならない。
10. 会員が予約時間以内に航空機を返却できない場合は、遅延の旨を速やかにMFCへ報告しなければならない。会員は機長として安全に飛行できない気象条件と判断した場合は、予約時間に関わらず速やかに他飛行場へダイバートすべきである。しかし、気象条件が回復したならば、速やかに機体を返却しなければならない。会員が航空機を返却できない場合は、フェリー料金(別の操縦士・交通費など)は会員が負担するものとする。
11. 航空機の整備不良により航空機を返却できない場合の諸費用については、操縦士の過失がなければ飛行時間のみを請求するものとする。
12. 航空機の故障や不具合、損傷を発見した場合は、速やかにMFC及び機体の整備会社へ報告を行う。
13. 会員は航空法上のインシデントを発生させた場合は、速やかにMFCへ報告を行い、その指示に従わなければならない。
14. 飛行記録は搭載用航空日誌及びクラブ指定のログブックに必要事項を記入する事で残す事とする。クラブ指定のログブックを用いて指定の方法で飛行料金の請求を行う。

## **第9条 《会員の賠償責務》**

会員が教官同乗もしくは単独運航でクラブ機を運航中、これを損壊した場合に、クラブは会員に対し損害賠償等の請求は行わない。ただし、航空法違反など会員の故意または重大な過失による場合はこの限りではない。重大な過失とは、特定操縦技能審査期限切れでの飛行、航空身体検査期限切れでの飛行、飲酒後の操縦、計器気象状態での有視界飛行方式による飛行等の行為をいう。

## **第10条 《保険》**

1. クラブは航空機について航空保険を付保する。
2. 会員は飛行毎に損害保険契約に別途定める方法で加入し、クラブは会員が保険金受取人である事に同意する。
3. 会員は、同乗者について航空傷害保険を付さなければならない。
4. 会員及びその関係者は、事故等の発生により死亡または後遺障害を患う事態が発生した場合、如何なる場合もクラブに対して航空障害保険金以外の金員を請求する事は出来ない。航空障害保険金は次の通り。

死亡保険金額: 10,000千円 医療保険金日額: 10,000円 被保険者の分類: 全搭乗者(4人)

## **第11条 《会員の賠償責務》**

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当然に、その会員資格を喪失し、会員としての如何なる権利も喪失する。また、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員はMFCに支払う債務につき期限の利益を失うものとする。

1. 第5条に定める会員資格に適合しなくなったとき
2. 会員が第12条により除名されたとき
3. 会員が第13条に記載するMFC所定の退会手続を行い退会したとき

## **第12条 《会員の賠償責務》**

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、MFCは、事前に会員に通告することなく、会員を利用禁止あるいは除名とすることができます。また、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員はMFCに支払う債務につき期限の利益を失うものとする。

1. 入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき
2. MFCの本会員規約を遵守しないとき
3. 安全を害する行為を行い、航空法及び各種諸規則に違反したとき
4. MFCの名誉または信用を失墜させ、秩序を乱す行為をしたとき
5. MFCの機体を故意に損壊したとき
6. MFCに対する金銭債務を3ヶ月以上滞納したとき
7. 入会後に資格条件に適合しない事由が判明したとき
8. 他の会員や整備会社に対する迷惑行為、MFCの運営に支障を与えるような行為をしたとき
9. MFCが会員としてふさわしくないと判断したとき

## **第13条 《退会》**

会員が退会を希望する場合は、会員本人が退会希望月の前月までに、所定の退会手続きを完了しMFCが退会を承諾することで退会することができる。第12条6項により除名処分となつても、滞納分を完納するまで退会後も支払いの義務を負うものとし、MFCは請求を行う。

## **第14条 《規約の改定》**

MFCは、本会員規約その他運営管理等に関する細則を定め、これを必要に応じ改定することができる。なお、これらの改定を実施するときは、1ヶ月前までに第15条に定める方法にて告知することとし、改定日以降は、全会員に適用されるものとする。

## **第15条 《告知方法》**

全会員に告知する事項がある場合は、MFCのWebページ、メール、SNS等によって行うこととする。

## **第16条 《個人情報》**

MFCは、会員の個人情報をはじめとする全ての個人情報をより安全かつ適切に取り扱うことを宣言する。

## **第17条 《本契約に関する紛争》**

本契約に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

日付：\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日 氏名：\_\_\_\_\_

住所：\_\_\_\_\_